

沼 市 介 号 外  
和 3 年 3 月 24 日

居宅介護支援事業所 様

沼津市介護保険課長

## 沼津市における要介護認定期間内の短期入所が半数を超える利用の取り扱いについて

短期入所サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護)については、利用者が居宅で自立した日常生活を維持するために利用されるべきものであることから、要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない範囲で居宅サービス計画を作成することとなっています。しかし、一律に短期入所サービスの利用を制限した場合には、在宅生活の維持が困難な事例も想定されるため、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、特に必要と認められる場合においては、認定有効期間のおおむね半数を超えて短期入所サービスを利用することができることになっています。

沼津市では介護給付適正化の観点を踏まえ、短期入所サービスの利用については、別紙のとおり取り扱うこととします。

### 【参考】

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

《平成 11 年 3 月 31 日号外厚生省令第 38 号》

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

二十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。